

品川区一時預かり事業 指導検査基準（令和6年5月31日適用）

品川区子ども未来部保育入園調整課

評価

評価区分	指導形態	
C 文書指摘		<p>指導検査基準に違反する場合（B評価および軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B 口頭指導		<p>指導検査基準に適合していないが、軽微な事項または改善が容易な事項違反は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、C評価であっても軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A 助言指導		指導検査基準に適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

本指導検査基準では、関係法令および通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令および通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成18年6月15日法律第77号「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」	認定こども園法
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	昭和23年12月29日厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
6	平成26年9月5日雇児発0905第5号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取り扱いについて」	雇児発0905第5号通知
7	昭和25年5月24日法律第201号「建築基準法」	建築基準法
8	令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号「一時預かり事業の実施について」（別紙「一時預かり事業実施要綱」含む）	こ成保第191号通知
9	平成7年10月23日7福子推第276号「東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」	東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱
10	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
11	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
12	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について」	5福祉子保第3004号通知
13	令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第659号通知
14	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知
15	令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第36号通知
16	令和5年12月25日5福祉子保第2346号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	5福祉子保第2346号
17	平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知
18	「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」	子育て支援員研修事業実施要綱
19	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法

20	平成7年6月9日区長決定要綱第52号「品川区一時保育実施要綱」	区一時保育実施要綱
21	平成16年5月7日区長決定要綱第76号「品川区生活支援型一時保育（オアシスルーム）実施要綱」	区オアシスルーム実施要綱
22	令和5年8月9日区長決定要綱第155号「品川区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱」	区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 届出内容の変更(建物設備を除く)	<p>施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に都知事に変更届を提出することが必要である。</p> <p>変更届出事項</p> <p>ア 事業の種類および内容 イ 経営者の氏名および住所(法人であるときは、その名称および主たる事務所の所在地) ウ 条例、定款その他の基本約款 エ 職員の定数および職務の内容 オ 主な職員の氏名および経歴 カ 事業を行おうとする区域(区の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、区の名称を含む。) キ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地および利用定員</p>	1 変更が生じた場合、変更の日から一月以内に届出事項の変更を届け出ているか。	(1) 児童福祉法第34条の12第2項 (2) 児童福祉法施行規則第36条の33	(1) 変更の日から、一月以内に届出事項の変更を届け出ていない。	C
2 廃止または休止	<p>社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、または休止しようとするときは、あらかじめ、以下について都または区に届け出なければならない。</p> <p>ア 年月日 イ 理由 ウ 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置 エ 休止の場合は予定期間</p>	1 廃止または休止する場合、都または区へ届け出ているか。	(1) 児童福祉法第34条の12第3項 (2) 児童福祉法施行規則第36条の34	(1) 廃止または休止する場合、届け出ていない。	C
3 実施方法	<p>一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして、児童福祉法施行規則で定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>また、こ成保第191号通知ほか関係通知等に従って実施しなければならない。</p>	1 基準および関係通知等に従って、実施しているか。	(1) 児童福祉法第34条の13 (2) 児童福祉法施行規則第36条の35 (3) こ成保第191号通知	(1) 基準および関係通知等に従って、実施していない。	C
4 事業の内容の状況 (1) 事業の内容	<p>児童福祉法施行規則に基づき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものに準じ、事業を実施すること。</p> <p>ア 一般型一時預かり事業 養護および教育を一体的に行うことの特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。</p> <p>(7) 品川区認可保育所等一時預かり事業補助金を交付する事業 (対象児童)主として非在園児であって、品川区内に居住する生後満4カ月から小学校就学前までの児童とする。 (実施施設)区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第2条にある、認可保育園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、認証保育所 (利用者負担額)利用者負担額については、以下のとおりとすること。 ・保護者が負担する金額は、補助対象児童一人につき、一時間あたり500円、一日あたり2,000円を限度として補助対象事業者が設定する。なお、保育において提供される便宜に要する費用の額を、別途実費徴収する場合についてはこの限りではない。</p>	1 事業の内容は適切か。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (3) こ成保第191号通知 (4) 区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第2条、第4条、第5条	(1) 事業の内容が適切でない。 (2) 事業の内容が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(1) 品川区一時保育事業 (対象児童)一時保育(以下「保育」という。)の対象者は、品川区内に居住する満4ヶ月から小学校就学前までの健康な児童であって、保護者が区一時保育実施要綱に定める各号のいずれかに該当し、一時的に保育が必要な者とする。 (実施施設)生活支援型一時保育の実施園を除く区立保育所 (定員)保育所1園につき児童2名とする。ただし、0歳児クラスは1名とする。(区長が認めたときはその限りではない。) (利用料)保育する児童1人につき、日額2,000円とする。ただし、区一時保育実施要綱第13条第2項に該当する場合については、その限りではない。 (2) 品川区生活支援型一時保育(オアシスルーム)事業 (対象児童)品川区内に居住する生後4ヶ月から小学校就学前までの集団保育が可能な児童とする。ただし、認可保育園および認定こども園の在園児は対象としない。 (利用回数)児童1人につき年間で60回を超えない。 (優先利用)生後4ヶ月から1歳未満までの対象児童を預けようとする場合におけるオアシスルームの利用に際して、オアシスルームの優先的な利用を認めること。 (利用料)利用者が負担する金額は、対象児童1人につき1時間500円とする。ただし、庁内会議等出席者枠における利用料は、区の負担とする。	1 事業の内容は適切か。	(5) 区一時保育実施要綱 第2条、第7条、第8条、第13条 (6) 区オアシスルーム実施要綱第2条、第3条、第9条、第13条	(1) 事業の内容が適切でない。 (2) 事業の内容が不十分である。	C B	
イ 幼稚園型一時預かり事業 (ア) 幼稚園または幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 学校教育法第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項 (イ) 幼保連携型認定こども園 認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項	1 事業の内容は適切か。	(1) 児童福祉法施行規則 第36条の35 (2) 認定こども園法第10条 第1項 (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (4) こ成保第191号通知	(1) 事業の内容が適切でない。 (2) 事業の内容が不十分である。	C B	
ウ 余裕活用型一時預かり事業 ア 一般型一時預かり事業と同様とする。 なお、実施施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、実施可とする。 ただし、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱に規定する都単独型一時預かり事業を同時に実施する施設においては、区に事業計画等を提出した上で、保育有効面積に対する定員を超えない範囲で施設の定員を超えて受け入れる場合、または利用定員とは別に設けられた定員枠において受け入れる場合も含む。 (ア) 品川区認可保育所等一時預かり事業補助金を交付する事業 対象児童等は、ア 一般型一時預かり事業と同様とする。 利用定員総数を満たしていない施設において、その空きを活用して主として非在籍園児を一時的に受け入れを可とする。	1 事業の内容は適切か。	(1) 児童福祉法施行規則 第36条の35 (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (3) こ成保第191号通知 (4) 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱 (5) 区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱	(1) 事業の内容が適切でない。 (2) 事業の内容が不十分である。	C B	
(2) 虐待等の行為 職員は、次に掲げる行為その他、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童虐待の防止等に関する法律第3条	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>ア 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>イ 児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、他の児童によるア・イまたはエの行為の放置、その他の職員としての養育または業務を著しく怠ること。</p> <p>エ 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他の児童に著しい心理的外傷を加える言動を行うこと。</p> <p>参考 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)</p>			(2) 一部不適切な行為がある。	B
(3) 休息等の状況	<p>子どもの発達過程に応じて、休息を取ることができるようにすること。なお、午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p>	<p>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>2 休息等のために適切な環境を確保しているか。</p> <p>3 一律とならないよう配慮しているか。</p>	<p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ</p>	<p>(1) 午睡などの適切な休息を全くとっていない。</p> <p>(1) 休息等のために適切な環境を確保していない。</p> <p>(1) 一律とならないよう配慮していない。</p>	C B B
(4) 健康状態の把握および保護者との連絡等	保護者からの情報とともに、登所時および保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や障害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。特に0歳児は身体機能が未熟であり、抵抗力も弱いので健康状態については、万全の措置と細心の注意が要請される。	<p>1 健康状態を観察しているか。</p> <p>2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。</p>	<p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、第3章1(1)、(3)</p>	<p>(1) 健康状態を観察していない。</p> <p>(2) 健康状態の観察が不十分である。</p> <p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p>	C B C B B
5 職員配置	<p>1 児童福祉法施行規則に基づき、次に掲げる区分に応じた職員を配置すること</p> <p>ア 一般型一時預かり事業</p> <p>児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号ロおよびハの規定に基づき、乳幼児の年齢および人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行なう者(以下「保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。</p> <p>当該保育従事者の数は2人を下ることはできない。ただし、保育所等と一緒に事業を実施し、当該保育所等の職員(保育従事者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。</p> <p>また、1日当たり平均利用児童数がおむね3人以下である場合には、家庭的保育者(児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する者)を、保育士とみなすことができる。これに加え、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下であり、かつ、保育所等と一緒に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を子育て支援員(子育て支援員研修事業実施要綱の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」または「地域型保育」の専門研修を修了した者(以下、「子育て支援員」という。))1名とすることができます。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、設備及び運営に関する基準の規定に準じて職員を配置すること。</p>	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) こ成保第191号通知</p>	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>また、1日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。</p> <p>(ア) 認可保育所等一時預かり事業</p> <p>(イ) 品川区一時保育事業</p> <p>(ウ) 品川区生活支援型一時保育(オアシスルーム)事業</p> <p>イ 幼稚園型一時預かり事業 児童福祉法施行規則第36条の35第1項 第2号ロおよびハに基づき、幼児の年齢および人数に応じて当該幼児の処遇を行う者(以下「教育・保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上すること。 当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一緒に事業を実施し、当該幼稚園等の職員(保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができる。 また、保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者またはイからオまでに掲げる者で区長が適切と認める者とすること。なお、イからオまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的に実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要がある。</p> <p>(ア) 区長が行う研修を修了した者</p> <p>(イ) 小学校教諭普通免許状所有者</p> <p>(ウ) 養護教諭普通免許状所有者</p> <p>(エ) 幼稚園教諭教職課程または保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者</p> <p>(オ) 幼稚園教諭、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有していた者 (教育職員免法(昭和24年法律第147号)第10条第1項または第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。)</p> <p>ウ 余裕活用型一時預かり事業 次に掲げる施設または事業所の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。</p> <p>(ア) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)</p> <p>(イ) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</p> <p>(ウ) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)</p>	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p>	<p>(3) 区認可保育所等一時預かり事業補助金交付要綱第5条 (4) 区一時保育実施要綱第6条 (5) 区オアシスルーム実施要綱</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) こ成保第191号通知</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	(イ) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。) 2 保育士以外の保育従事者もしくは、保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とすること。 ア 子育て支援員研修事業実施要綱の5(3)アに定める基本研修および5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」または「地域型保育」の専門研修を修了した者。 イ 子育ての知識と経験および熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。	1 保育士以外の保育従事者もしくは、保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者は、必要な研修を受講しているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) こ成保第191号通知	(1) 必要な研修を受講していない。	C
6 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の規定に準じ、一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢および人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室および屋外遊技場を除く。)を設けること。 ア 乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる施設 (ア) 乳児室またはほふく室、および便所を設けること。 (イ) 乳児室またはほふく室は、保育に必要な用具を備えること。 (ウ) 乳児室またはほふく室の面積は、乳児または満2歳に満たない幼児1人につき3.3m ² (有効面積)以上であること。 イ 満2歳以上の幼児を入所させる施設 (ア) 保育室または遊戯室、および便所を設けること。 (イ) 保育室または遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。 (ウ) 満2歳以上の幼児1人につき、保育室または遊戯室の面積にあっては1.98m ² (有効面積)以上とすること。 なお、施設を2階以上に設ける場合には、雇児発0905第5号通知第2の基準を満たしていること。 2 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。 3 建物設備等の内容変更により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、変更の日から一月以内に都知事に内容変更の届出をする必要がある。 また、面積が増加する場合も内容変更の届出をする必要がある。 届出関係書類、図面等は、施設の設備の現状および認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。	1 構造設備が基準を満たしているか。 2 利用児童に見合う基準面積を下回っていないか。 3 保育に必要な用具が備えられているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 (3) 雇児発0905第5号通知 (1) 児童福祉法施行規則第36条の35 (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第4号・7号 (3) 保育所保育指針第1章1(4) (4) 雇児発0905第5号通知第2 (1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ホ、第2号ホ	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。 (1) 基準面積が不足している。 (1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C C B
		1 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 1 建物設備等の届出内容と現状に相違がないか。また、変更する場合、変更の日から一月以内に届出をしているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ホ、第2号ホ (1) 児童福祉法第34条の12第2項	(1) 加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。 (1) 建物設備等の届出内容と現状に著しい相違がある。 (2) 届出内容と現状に相違がある。 (3) 変更の日から、一月以内に内容変更を届け出ていない。	C C B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	<p>1 設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生およびこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>2 利用者が使用する設備等については、衛生的な管理に努めまたは衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 建築物および建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならぬ。 建築物 3年毎(※) 建築設備 每年(※) 防火設備 每年(※) 昇降機 毎年 ※300m²を超える規模のもの、または3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500m²未満のもの、または3階以上で床面積が100m²未満のものは除く。</p>	<p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。</p> <p>1 保育室、便所等設備が清潔であるか。</p> <p>2 施設内にある用具(寝具、遊具等)が清潔であるか。</p> <p>1 建築物および建築設備等の定期検査および報告を行っているか。</p>	<p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ (3) 雇児発0905第5号通知 (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3 (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3 (1) 建築基準法第12条第1項～第4項</p>	<p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険がある。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。</p> <p>(1) 採光・換気等が悪い。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。</p> <p>(1) 建築物および建築設備等の定期検査および報告を行っていない。</p>	C C C B C C B C B B
7 子どもの安全確保等					
(1) 事故防止	<p>1 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 (対策例) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>2 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病的発生が多いことから、一人一人の発育および発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防および睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の子どもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。</p>	<p>1 子どもの事故防止に配慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 <p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防および睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、 	<p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第659号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、第3章3(2)</p>	<p>(1) 子どもの事故防止に配慮していない。 (2) 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p>	C B C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めや体調が優れない子ども等については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 照明は、子どもの顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかりと確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。) 子どもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1~2歳児は10分に1回が望ましい。) 睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ヒモおよびヒモ状のものをそばに置かない。 厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 必ず大人が見ていること。(子どもから目を離さない、子ども全員が見える位置につく、死角を作らない。) 子どものそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子どもを1人にしない。(子どもだけにしない。) 保育室内は禁煙を徹底する。 日々、個々の体調確認の徹底する。(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) <p>参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所、設備等を把握しているか。 窒息の可能性がある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内および園庭内の点検を定期的に実施する。 施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある個所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。</p> <p>2 睡眠時チェック表を作成しているか。</p> <p>3 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていなかなどについて、定期的に点検しているか。</p> <p>4 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p>	<p>ア、イ</p> <p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 5福祉子保第3004号通知</p> <p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</p>	<p>(1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p> <p>(1) 定期的に点検していない。 (2) 定期的な点検が不十分である。</p> <p>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</p>	C B C B C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。 ・職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 <p>参考 「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付 内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>参考 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>参考 「保育所・幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 <p>参考 「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)</p> <p>3 子どもの登降園は、送迎時における子どもの安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。</p>	<p>5 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。</p> <p>6 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。</p> <p>1 子どもの送迎は保護者等が行うよう周知を徹底しているか。</p>	(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所] (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第659号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5) (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (3) 雇児総発第402号通知別添-2-1(職員の共通理解と所内体制)および(保育所・障害児通園施設の通所時における安全確保)	(1) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。 (2) 園外保育時における複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)の対応が不十分である。 (1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。 (1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。	C B C B C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 事故発生時の対応	<p>1 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過および対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。</p> <p>2 保育中に次に掲げる事故等が発生した場合には、速やかに都または区に報告すること。</p> <p>ア 死亡事故 イ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ウ 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病等を伴う重篤な事故 エ 感染症もしくは食中毒の発生または発生が疑われる状況が生じ、次のア、イまたはウに該当する場合 (ア) 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間に内に2名以上発生した場合 (イ) 同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合 (ウ) アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に責任者が報告を必要と認めた場合 オ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、または発生しかけた場合 カ その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合 第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生当日)、第2報は原則1ヵ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、作成され次第報告すること。</p>	<p>1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・事故の経過および対応を事故簿等に記録しているか。</p> <p>1 報告対象となる事故を都または区に速やかに報告しているか。</p>	(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア (3) 5福保子保第2346号 (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (1) 児童福祉法施行規則第36条の35第2項 (2) 5福保子保第2346号 (3) こ成安第36号通知 (4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。 (1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B C B
(3) 安全対策等	<p>1 安全計画 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定および必要な措置等を講じること等に努めること。なお、幼稚園については、学校保健安全法第27条により、上記の内容が義務付けられていること。 施設は、子どもの安全を図るために、設備の安全点検、職員、子ども等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修および訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。 策定した安全計画について施設は職員に周知し、研修や訓練を定期的に実施しなければならない。 施設は、子どもの安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、施設での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。 施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全計画を策定しているか。</p> <p>2 安全計画に定める研修および訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>3 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容について周知しているか。</p>	(1) こ成保第191号通知 (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3 (3) 学校保健安全法第27条	(1) 安全計画を策定していない。(幼稚園のみ) (1) 安全計画に定める研修および訓練を実施していない。(幼稚園のみ) (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。(幼稚園のみ)	C C C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 自動車を運行する場合の所在の確認 施設は子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>参考 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン(令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編)</p> <p>子どもの施設外での活動、取組等のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼等により、子どもの所在を確認しなければならない。</p>	<p>1 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。</p> <p>2 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p> <p>3 自動車への乗降車の際に、子どもの所在を確認しているか。</p>	<p>(1) こ成保第191号通知 (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4 (3) 学校保健安全法施行規則第29条の2</p>	<p>(1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。 (3) 自動車への乗降車の際に、子どもの所在確認をしていない。 (4) 自動車への乗降車の際に、子どもの所在確認が不十分である。</p>	C C C B